

令和5年度第2回長久手市育児休業代替 任期付職員候補者試験募集要項

令和6年3月1日名簿登載の長久手市任期付職員候補者試験を次のとおり行います。

育児休業を取得している職員の代替として、任期付の職員を募集します。

この職員は、任期の定めはありますが、市職員が育児休業期間中、**正規の職員**として働いていた
だくこととなります。

○採用までの流れ

R6.1 中旬

R6.3.1

(例) R6.4.1~採用

試験合格 → **採用候補者名簿登載** → **職員の育児休業取得状況に応じて採用**

この採用試験に合格した人については、採用候補者名簿に登載された日から5年間登載され、職員から1年以上の育児休業取得の申請があった場合に、その代替職員として採用されます。任用期間は、職員の育児休業取得期間により、1年以上3年未満の期間となり、採用時に決定することとなります。

ただし、採用試験に合格してもすぐに採用されるとは限りませんのでご承知おきください。

1 試験区分・採用予定人員等

以下の受験資格をすべて満たす人が受験できます。

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般事務	若干名	・昭和41年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した人
保育士	若干名	・昭和41年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した人 ・保育士資格を有する人
保健師	若干名	・昭和41年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく高等学校以上を卒業した人 ・保健師資格を有する人

※1 日本国籍を有しない人は、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができません。

※2 一般事務及び保健師について、身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳を持っている人も申し込むことができます。

次のいずれかに該当する場合は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する次の人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 長久手市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2 試験日時等（予定）

区分	職種	日時	合格発表
第1次試験	全職種	令和5年11月12日（日） （詳細は、10月31日（火）以降に書面にてお知らせします。）	11月24日（金）頃 （HPにて合格者の受験番号を公表）
第2次試験	全職種	令和5年12月3日（日） （詳細は、第1次試験合格者にお知らせします。）	12月15日（金）頃 （HPにて合格者の受験番号を公表）
第3次試験	全職種	令和6年1月11日（木）、12日（金）の いずれか1日 （詳細は、第2次試験合格者にお知らせします。）	1月下旬 （郵便にて通知）

※試験日程は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

3 第1次試験会場

申込みをされた方にのみ、郵送にてお知らせします。

4 試験の方法

区 分	職 種	内 容
第 1 次 試 験	全 職 種	適性検査
	全 職 種	グループワーク試験 (主として人物について、集団作業による試験を行います。)
	・ 一般事務 ・ 保健師	プレゼンテーション試験 (自己PRを行い、それに対する質問を行います。)
	保育士	実技試験 (保育士として職務遂行に必要な能力を判断するため、実技試験を行います。)
第 2 次 試 験	・ 一般事務 ・ 保育士 【選択制】	能力検査 (S P I 3) (基礎能力検査をマークシート方式で実施します。)
		教養試験 (一般的知識および能力について、択一式による筆記試験を行います。)
	保健師	専門試験 (技術職として必要な専門的知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。)
第 3 次 試 験	全 職 種	口述試験 (主として人物について、個別面接による試験を行います。)

※試験内容は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

5 受験手続

区 分	内 容
<p>申込方法</p>	<p>[インターネットによる申込（原則）] 次のURL（長久手市電子申請システム）に接続し、画面の指示に従って入力してください。 https://logoform.jp/form/qbGK/380871</p>  <p>《注意事項》</p> <p>ア パソコンや通信回線上の障害等により、期限までに申込みが完了しなかった場合においても、追加で受付を行いませんので、期限までに余裕をもってお申込みください。</p> <p>イ 長久手市電子申請システムの画面の指示に従って、下記の提出書類①（各種手帳をお持ちの方は②を含む）をPDFで提出してください。</p> <p>ウ インターネット申込みの際のファイル名は、下記の名称としてください。 試験申込書：「試験申込書（名前）」</p> <p>エ 申込時に入力したメールアドレスに、受付完了通知が送信されます。<u>受付完了通知が届かない場合は、人事課まで電話でお問い合わせください。</u></p> <p>オ 受験番号は、10月31日（火）に発送予定の第1次試験の通知に記載する予定です。<u>受験票に受験番号を記入の上、試験申込書に添付したものと同一写真を貼付して、試験受付時に提示してください。</u></p> <p>原則、インターネットによる申込みをお願いしておりますが、困難な場合は、窓口又は郵送でも受け付けます。</p> <p>[持参による申込] 下記①及び②の書類を人事課人事係へ、原則本人が提出してください。</p> <p>[郵送による申込] 下記①及び②の書類を封筒に入れ、封筒に「受験申込」と朱書きし、人事課人事係まで書留郵便でお送りください。</p> <p>なお、書類の不備について、メールや電話にて修正をお願いすることがありますが、連絡が取れなかった場合は、申込みを受理することができませんので、ご了承ください。</p>

<p>提出書類</p>	<p>インターネットで申込みをする際は、画面に従って必要書類を添付してください。</p> <p>インターネットによる申込みが困難な場合は下記の書類を人事課まで提出してください。</p> <p>①試験申込書 ②身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し（一般事務及び保健師でお持ちの方）</p> <p>※以下の書類については第3次試験受験時に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業証明書 ・保育士証の写し（保育士のみ） ・保健師免許証の写し（保健師のみ） <p>ア 紙で提出する場合、試験申込書は、両面印刷したものに記入してください。</p> <p>イ 写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm×横3cm）は、3か月以内に撮影した同じものを試験申込書と受験票への貼付用の2枚用意してください（インターネット申込みの場合は1枚（受験票への貼付用））。インターネットによる申込みの際は、試験申込書の写真欄にデータで貼り付けた後、試験申込書をPDF形式に変換し試験申込書添付箇所に添付ください。試験当日は受験票に貼付し、1次試験受付時に提示してください。持参及び郵送による申込みの場合は、試験申込書及び受験票に貼ってください。</p> <p>ウ 記入の際は、消えるボールペンは使用しないでください。</p> <p>エ 卒業証明書は、令和5年4月1日以降の証明日のものに限りません。</p> <p>オ 提出書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。</p>
<p>受付期間</p>	<p>[インターネットによる申込] 令和5年10月20日（金）午後5時15分まで</p> <p>[持参による申込] 令和5年10月20日（金）まで 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日・祝日は、市役所閉庁のため受付できません。）</p> <p>[郵送による申込] 令和5年10月18日（水）まで 期間内の消印有効</p> <p>【送付先】 長久手市役所市長公室人事課人事係 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 電話 0561-56-0604</p>

第1次試験の詳細	第1次試験の詳細は、10月31日（火）に発送します（予定）。 なお、11月5日（日）までに届かない場合は、人事課人事係までお問い合わせください。
-----------------	---

6 給与（令和5年9月現在）

(1) 初任給（地域手当含む。）

	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
給料月額	210,870円	186,780円	174,790円

※ 職歴等に応じて加算があります。

(2) その他諸手当

- ア 期末手当 給料、地域手当等の2.4月分
- イ 勤勉手当 給料、地域手当等の2.0月分
- ウ 通勤手当 自家用車（月額最高31,600円）
公共交通機関（月額最高55,000円）
- エ 住居手当 賃貸住宅（月額最高28,000円）
- オ 扶養手当 配偶者（月額6,500円）
子 1人当たり（月額10,000円）
その他 1人当たり（月額6,500円）
- カ その他 時間外勤務手当、特殊勤務手当など勤務実績により支給

(3) 給与は、人事院勧告に準じ、改定されます。

(4) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

7 採用決定時期

職員から、育児休業取得の申請があった場合に、名簿搭載者のうちから選考し、任期付職員として採用されることとなります。

該当する候補者には、採用時期の1か月前までに連絡いたします。

問合せ先

長久手市役所市長公室人事課人事係

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1（長久手市役所本庁舎2階⑬窓口）

電 話 0561-56-0604

FAX 0561-63-2100

メール jinji@nagakute.aichi.jp（人事課代表メール）